

別紙－2 廃棄物の排出海域

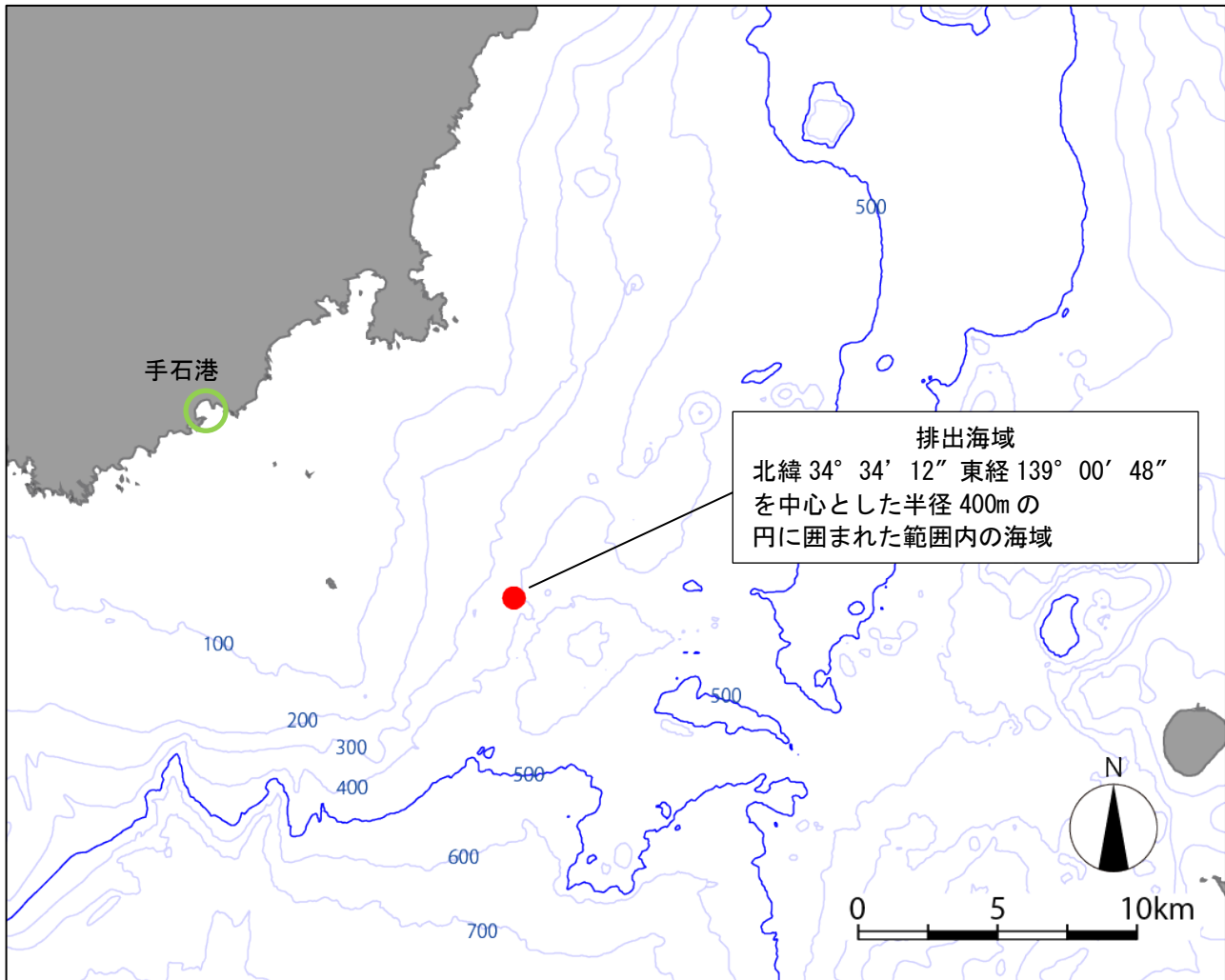
排出海域は、手石港の南東に約 13.3km 離れた北緯 34° 34′ 12″、東経 139° 00′ 48″ を中心とした半径 400m の円（水深約 380m）の範囲内（以下「当該排出海域」という。）とした（図－2.1）。排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち、水産動植物の生育環境及びその他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）」第 6 条第 1 項に規定するⅣ海域に該当する。

本申請は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法令第 10 条の 6 第 1 号の規定より許可を受けた「廃棄物海洋投入処分許可（許可番号：15-004）」の継続申請であり、平成 27 年度から令和 2 年度の海洋投入処分作業の実績から、当該排出海域の範囲は十分であると判断したため、本申請においても北緯 34° 34′ 12″、東経 139° 00′ 48″ を中心とした半径 400m の円の範囲に設定した。

なお、静岡県下田土木事務所の既許可事業（下田港・許可番号：21-002-02）と同一の排出海域である。

また、本申請の排出海域の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、海洋投入処分の許可状況（令和 6 年 4 月時点）を取りまとめた（表－2.1、図－2.2 及び図－2.3）。

静岡県下田土木事務所実施の 2 事業（下田港・許可番号：21-002-02、松崎港・許可番号：19-006）が該当した。前述のとおり、下田港事業は全く同じ排出海域である。松崎港事業における排出海域は、当該排出海域から約 30km 離れている。



出典)「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、平成 27 年)より作成

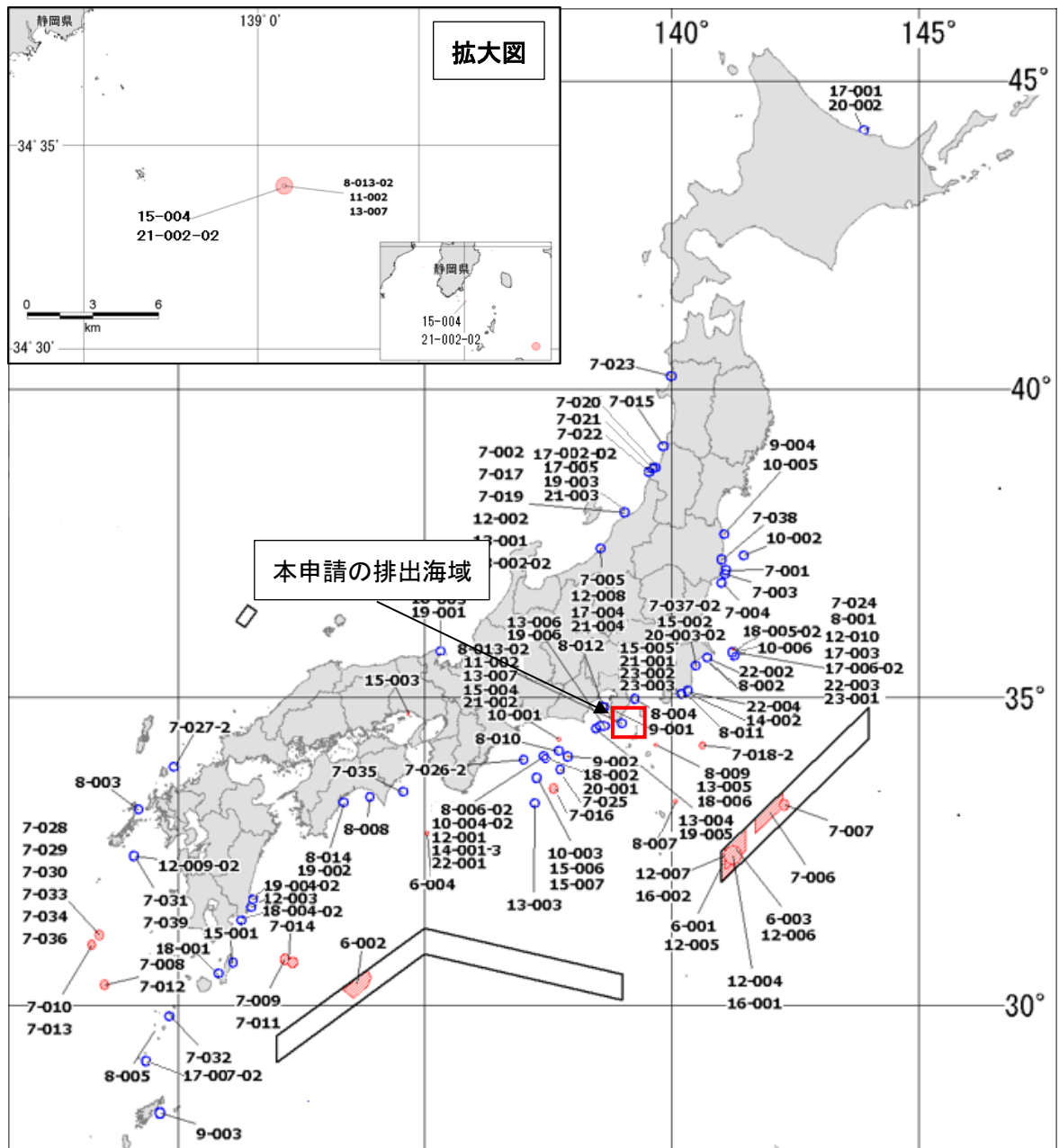
図-2.1 本申請の排出海域

表-2.1 本申請の排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

許可番号	名称	処分期間	投入処分量	排出海域
8-013-02	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	2009 年 1 月 10 日から 2011 年 3 月 31 日まで	8,400m ³	北緯 34° 34' 12"、東経 139° 00' 48" を中心とした半径 100m の海域
11-002	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	2012 年 1 月 1 日から 2012 年 12 月 31 日まで	6,000m ³	
13-006	静岡県下田土木事務所 (松崎港)	2013 年 12 月 27 日から 2018 年 12 月 26 日まで	13,413m ³	北緯 34° 29' 30"、東経 138° 39' 57" を中心とした半径 250m の海域
13-007	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	2013 年 12 月 30 日から 2014 年 12 月 29 日まで	6,000m ³	北緯 34° 34' 12"、東経 139° 00' 48" を中心とした半径 100m の海域
15-004	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	2015 年 10 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日まで	139,100m ³	北緯 34° 34' 12" 東経 139° 00' 48" を中心とした半径 400m の海域
19-006	静岡県下田市 (松崎港)	2019 年 11 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日まで	23,215m ³	北緯 34° 29' 30"、東経 138° 39' 57" を中心とした半径 250m の海域
21-002-02	静岡県下田土木事務所 (下田港)	2022 年 1 月 13 日から 2026 年 9 月 30 日まで	139,880m ³	北緯 34° 34' 12" 東経 139° 00' 48" を中心とした半径 400m の海域

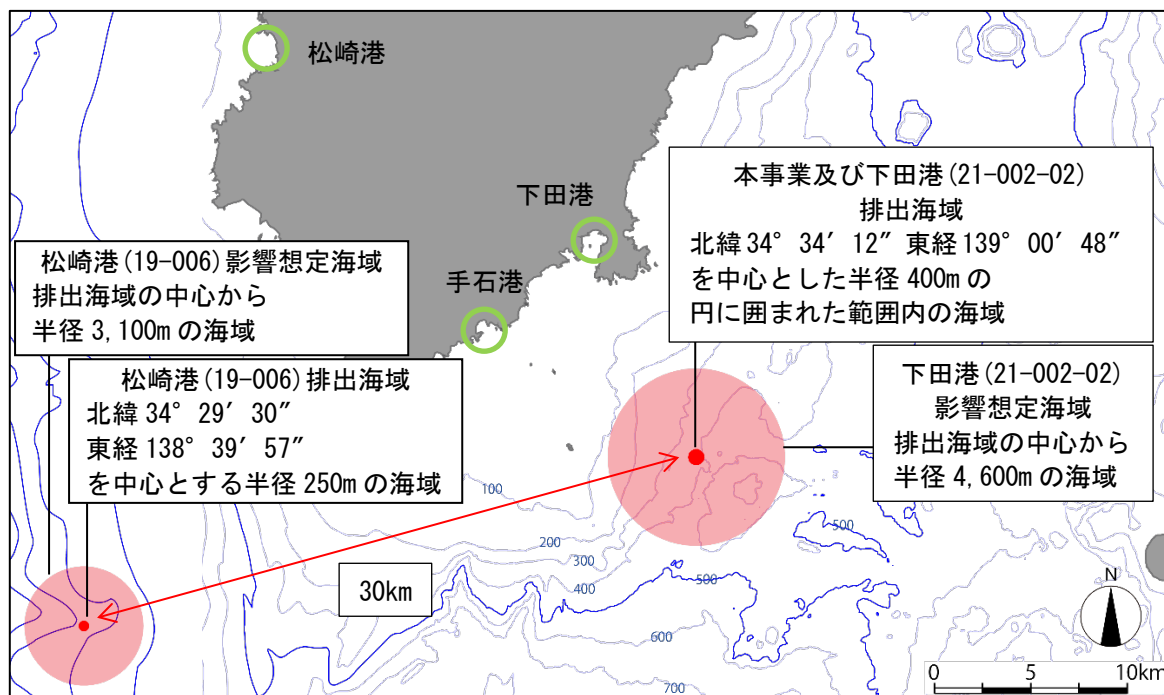
備考) 水色着色セルの事業は当事業と同じ排出海域、赤枠の事業は当事業と処分期間が重複する。

出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和 6 年 4 月閲覧)より作成



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和6年4月閲覧)より作成

図-2.2 海洋投入処分が許可された排出海域



出典)「下田港廃棄物海洋投入処分変更許可申請書」(静岡県、令和 5 年)、「松崎港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(静岡県、令和元年)、「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、平成 27 年)より作成

図-2.3 本申請排出海域と近傍の他事業での排出海域の関係